

# 秋田県公報

## 目 次

### 条 例

- 秋田県行政機関設置条例及び秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例（五八・総務課）
- 秋田県税条例の一部を改正する条例（五九・税務課）
- 秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（六〇・市町村課）
- 秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例（六一・医務薬事課）
- 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（六二・医務薬事課）
- 秋田県病院事業の設置等に関する条例及び秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（六三・医務薬事課）
- 秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（六四・農地整備課）
- 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例（六五・建築住宅課）
- 秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例（六六・幼児・養護教育課）
- 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例（六七・高校教育課）

この号で公布された  
条例のあらまし

秋田県行政機関設置条例及び秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例（秋田県条例第五八号）

- 1 秋田市における住居表示の実施に伴い、秋田県中央家畜保健衛生所の位置を秋田市寺内蛭根一丁目一五番五号に、秋田県小児療育センターの位置を秋田市八橋南一丁目一番三号に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第五九号）

- 1 法人の県民税  
法人税における連結法人に係る法人税割の課税標準を個別帰属法人税額とすることとした。（第四二条関係）
- 2 法人の事業税  
連結法人について、その連結親法人が会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しない場合等の申告納付期限を延長する特例措置を講じることとした。（第五三条関係）
- 3 狩猟者登録税及び入猟税  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成一四年法律第八八号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一四九条及び第一九五条関係）
- 4 その他

- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3については公布の日から起算して一〇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（秋田県条例第六〇号）

- 1 趣旨  
この条例は、県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）
- 2 選挙公報の発行  
(一) 県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、県議会議員の選挙における

候補者(以下「候補者」という。)の氏名、経歴、政見等(以下「氏名等」という。)を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)(一)とに一回発行しなければならないこととした。(第二条第一項関係)

(二) 選挙公報は、選挙区ごとに発行しなければならないこととした。(第二条第二項関係)

3 掲載文の申請

(一) 候補者は、選挙の期日の告示があった日に、掲載文を添えて委員会に文書で申請しなければならないこととした。(第三条第一項関係)

(二) 掲載文には、選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならないこととした。(第三条第二項関係)

4 選挙公報の発行手続

(一) 委員会は、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないこととした。(第四条第一項関係)

(二) 一の用紙に二人以上の候補者の氏名等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定めることとした。(第四条第二項関係)

(三) 候補者又はその代理人は、(二)のくじに立ち会うことができることとした。(第四条第三項関係)

5 選挙公報の配布

(一) 選挙公報は、市町村選挙管理委員会が、当該選挙の選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に選挙期日前二日までに配布することとした。(第五条第一項関係)

(二) 市町村選挙管理委員会は、各世帯に選挙公報を配布することが困難な特別の事情があるときは、あらかじめ委員会に届け出て、新聞折込みその他これに準ずる方法により選挙公報を配布することができることとした。(第五条第二項関係)

6 選挙公報の発行の中止

無投票当選となったとき又は天災その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続は、中止することとした。(第六条関係)

7 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用することとした。

秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六一号)

1 診療及び診療に伴う使用料(別表第一関係)

(一) 入院期間が一八〇日を超えた日以後の入院について療養の費用が減額算定されることとした。

たことに伴い、その減額分を加算した額を診療に係る使用料として定めることとした。

(二) 秋田県立リハビリテーション・精神医療センターにおける非紹介患者の初診に係る使用料を徴収しないこととした。

2 その他

(一) この条例は、平成一四年一月一日から施行することとした。ただし、(二)については、公布の日から施行し、同年一〇月一日から適用することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

1 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六二号)

1 修学資金の貸与対象(第一条の二関係)

(一) 養成施設に在学し修学資金の貸与を受けることができる者に、将来県内の訪問看護事業所において業務に従事しようとする意思を有する者を追加することとした。ただし、その者は、三年以上県内の特定施設等において業務に従事した経験を有する者に限ることとした。

(二) 修学資金の貸与を受ける者を、将来県内の地域保健法(昭和三二年法律第一〇一号)に規定する特定町村(現行市町村及び保健所)において業務に従事しようとする意思を有する者とする事とした。

2 養成施設に在学し修学資金の貸与を受けた者が修学資金の返還の免除を受けるための要件である県内の特定施設等における業務従事期間を、五年間(現行三年間)に延長することとした。(第八条関係)

3 1に伴い、修学資金の返還及び返還の猶予に關する規定の整備を行うこととした。

4 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県病院事業の設置等に関する条例及び秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六三号)

1 地方自治法等の一部を改正する法律(平成一四年法律第四号)による地方自治法(昭和三二年法律第六七号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六四

号)

1 国営平鹿平野土地改良事業に係る負担金を同事業の受益者から次のとおり徴収することとした。

(一) 負担金の総額

負担金の総額は、当該年度における事業（皆瀬頭首工の整備事業を除く。）に要した経費の総額に一〇〇分の三・六七を乗じて得た額とすることとした。（第三条関係）

(二) 負担金の徴収方法

負担金の支払方法は元利均等年賦支払とし、支払期間は一七年（据置期間を含む。）とし、利率は年五パーセントとすることとした。（第四条関係）

2 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例（秋田県条例第六五号）

1 県営住吉住宅、県営手形一号住宅及び県営手形二号住宅を廃止することとした。

(別表第一関係)

2 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第六六号）

1 特殊教育の充実を図るため、秋田県立養護学校天王みどり学園を南秋田郡天王町天王字追分西二七番地の一八に設置することとした。（第二条関係）

2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(秋田県条例第六七号)

1 高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の要件に財団法人秋田県育英会の高等学校等奨学金の貸与を受けていないことを追加することとした。（第一条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

秋田県行政機関設置条例及び秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第五十八号

秋田県行政機関設置条例及び秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例

(秋田県行政機関設置条例の一部改正)

第一条 秋田県行政機関設置条例(昭和四十三年秋田県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表秋田県中央家畜保健衛生所の項中「秋田市八橋字下八橋一番地の二」を「秋田市寺内蛭根一丁目十五番五号」に改める。

(秋田県社会福祉施設条例の一部改正)

第二条 秋田県社会福祉施設条例(昭和四十五年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県小児療育センターの項中「秋田市川尻町字八橋境二番地の十一」を「秋田市八橋南一丁目一番三号」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第五十九号

秋田県税条例の一部を改正する条例

秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「に規定する期限」を「から第七号までに規定する残余財産の分配の日の前日をもって定めた期限」に改める。

第四十二条中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加える。

第四十四条第一項の表の第一号中「資本積立金額」の下に「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本積立金額」を加え、「第六条の二十三」を

「第六条の二十三の二」に改め、同条第三項中「課税標準の算定期間」の下に「、同項第一号の二の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第一号の三の連結法人税額の課税標準の算定期間」を加える。

第四十五条中「第六項及び第九項」を「第四項、第五項、第二十四項及び第二十七項」に改め、「同条第一項後段」の下に「若しくは第三項」を加える。

第五十三条第一項第一号中「第七十二条の二十五第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項第二号中「同条第四項及び第八項」を「同条第六項及び第十一項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一号に掲げる法人で、法第七十二条の二十五第五項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による県税事務所長の承認を受けたものにあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から四月以内（特別の事情により各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該県税事務所長が指定する月数の期間内）。ただし、同条第七項及び第十一項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による県税事務所長の承認を受けた場合においては、指定した日まで

第五十三条第二項中「同条同項」を「同項」に改める。

第四百九条第一項第一号及び第二号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同項第三号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改め、同条第二項第一号中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十四条第三項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区」に改める。

第五百二十二条中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律第八条の三第一項の規定による登録申請書」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条の規定による申請書」に改める。

第九百九十五条第一号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同条第二号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改める。

附則第十三条第一項中「各事業年度分」の下に「又は各連結事業年度分」を、「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第二項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を、「各事業年度」の下に「又は各連結事業年度」を加え、同条第三項中「各事業年度」の下に「又は各連結事業年度」を加え、「第五十三条第二項」を「第五十三条第五項」に改め、同条第四項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第五項中「事業年度」の下に「又は連結事業年度」を加える。

附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四百四十九条、第五百二十二条及び第九百九十五条の改正規定は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## (県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の県民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

## (事業税に関する経過措置)

3 新条例第五十三条第一項の規定は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下同じ。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第六十号

秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十二条の二の規定に基づき、県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (選挙公報の発行)

第二条 秋田県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、県議会議員の選挙における候補者(以下「候補者」という。)の氏名、経歴、政見等(以下「氏名等」という。)を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ごとに一回発行しなければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに発行しなければならない。

## (掲載文の申請)

第三条 候補者が選挙公報に氏名等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名譽を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

## (選挙公報の発行手続)

第四条 委員会は、前条第一項の規定による申請があったときは、当該申請に係る掲載文を、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第一項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

## (選挙公報の配布)

第五条 選挙公報は、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

## (選挙公報の発行の中止)

第六条 公職選挙法第百条第四項の規定により投票を行わないこととなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続は、中止する。

## (委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県条例第六十一号

秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県病院事業使用料等徴収条例(昭和二十九年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表診療の項を次のように改める。

診	療
	<p>一 二に掲げる療養以外の診療</p> <p>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号。以下「健康保険の算定方法」という。)</p> <p>又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第七十二号。以下「老人保健の算定基準」という。)に基づき算定した額。ただし、これにより難い場合にあつては、適正な原価を基礎として知事が定める額</p> <p>二 健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成六年厚生省告示第二百三十六号)第十二号及び老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成六年厚生省告示第二百五十一号)第十二号に規定する入院期間が百八十日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>(一) 健康保険法第八十六条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法(平成十四年厚生労働省告示第八十一号)に基づき算定した額(以下「療養費用額」という。)に、同告示第一項後段(同告示別表第二に掲げる入院期間が百八十日を超えた日以後の入院に係る療養の部分に限る。)の規定の適用がないものとして同告示に基づき算定した額から療養費用額を差し引いた額に一・〇五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)を加えて得た額</p> <p>(二) 老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準(平成十四年厚生労働省告示第八十二号)に基づき算定した額(以下「老人療養費用額」という。)に、同告示第一項後段(同告示別表第二に掲げる入院期間が百八十日を超えた日以後の入院に係る療養の部分に限る。)の規定の適用がないものとして同告示に基づき算定した額から老人療養費用額を差し引いた額に一・〇五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額)を加えて得た額</p> <p>(三) 又は(二)により難い場合にあつては、適正な原価を基礎として知事が定める額</p>

別表第一一号の表非紹介患者の初診の項及び同表の備考を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。ただし、別表第一一号の表非紹介患者の初診の項及び同表の備考を削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城



2 この条例による改正後の秋田県病院事業使用料等徴収条例別表第一第一号の表（診療の項を除く。）の規定は、平成十四年十月一日から適用する。（経過措置）

3 この条例の施行の日前にした診療に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第六十二号

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年秋田県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「市町村」を「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村」に改め、「、(七)に掲げる施設にあつては保健師としての業務」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、(八)に掲げる施設にあつては、三年以上県内の(一)から(七)までに掲げる施設において業務に従事した経験（以下「三年以上の県内実務経験」という。）を有する者である場合に限る。

第一条の二第三号中(七)を削り、(八)を(七)とし、同号に次のように加える。

(八) 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）

第一条の二第四号中「市町村」を「地域保健法第二十一条第二項第一号に規定する特定町村」に、「(二)に掲げる施設」を「訪問看護事業所」に改め、同号(二)中「、(五)、(六)、(七)又は(八)」を「又は(五)から(八)まで」に改め、同号(三)を削る。

第六条第一項第三号中「とき」の下に「、又は三年以上の県内実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したとき」を加える。

第七条第二項第一号中「とき」の下に「（訪問看護事業所にあつては、三年以上の県内実務経験を有する者が業務に従事しているときに限る。）」を加え、同条第三項中「従事しているとき」を「三年以上の県内実務経験」に改め、「従事しているとき（訪問看護事業所にあつては、「及び」を有する者が業務に従事しているときに限る。）」を削る。

第八条第一項第一号中「三年間」を「五年間」に、「場合」を「とき、及び三年以上の県内実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したとき」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

秋田県病院事業の設置等に関する条例及び秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第六十三号

秋田県病院事業の設置等に関する条例及び秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 秋田県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三条の二第四項」を「第二百四十三条の二第八項」に改める。

(秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 秋田県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三条の二第四項」を「第二百四十三条の二第八項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第六十四号

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和三十九年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「もの」を「者」に、「有する者」を「有するもの」に改め、「その他土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十八條の四の七に規定する者（以下「農林省令で定める者」という。）」を削る。

第三条第一項の表国営雄物川筋土地改良事業の項を削り、同表に次のように加える。

国営平鹿平野土地改良事業

当該年度における事業（皆瀬頭首工の整備に係る部分の事業を除く。）に要した経費の総額に百分の三・六七を乗じて得た額

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条第一項の表国営雄物川筋土地改良事業の項を削り、同表に次のように加える。

国営平鹿平野土地改良事業

元利均等年賦支払

十七年（据置期間を含む。）

年五パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六十五号

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例

秋田県営住宅条例（平成十四年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「、県営住吉住宅」を削る。

別表第一第一号の表県営住吉住宅の項、県営手形一号住宅の項及び県営手形二号住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県条例第六十六号

秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立特殊教育学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。  
第二条の表秋田県立能代養護学校の項の次に次のように加える。

秋田県立養護学校天王みどり学園

南秋田郡天王町天王字追分西二十七番地の十八

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六十七号

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和五十年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条第四号中「貸与」の下に「又は財団法人秋田県育英会の高等学校等奨学金の貸与」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:natsubar@natsubaransatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄